

【自治労明石市水道労働組合への回答】

2009 年全国現業・公企統一闘争統一要求について (回答)

みだしのことについて、次のとおり回答いたします。

水道事業は、経営改善実施計画により経営の改善を図った結果、平成 19 年度には、累積赤字を解消するまでに至り、平成 20 年度からは、更なる経営健全化に向け中期経営計画(平成 20 年度～22 年度)に取り組んでいるところである。

しかし、水需要については年々落ち込み傾向であり、さらに景気低迷の影響が加わり、厳しい経営状況が続くことが懸念される。また、今後も老朽管や老朽設備の更新、施設の耐震化が求められるなど支出の増加が予想される。

こうした状況のもと、水道事業が、安全で安心な水道水を提供し続け、利用者のニーズに添えていくためには、先を見越した経営戦略の検討やより一層の工夫が求められている。厳しい情勢の中で全職員が能力を発揮し、意欲とやりがいをもって職務を遂行していくためにも、労使が一体となって今後のあり方について考えて行く必要がある。

貴労働組合にあっては、現下の水道事業を取り巻く状況を共通理解し、経営改善に向けて、ともに努力をしていただきたい。

以上のことを踏まえ、各項目について、回答する。

2009年全国現業・公企統一闘争統一要求書に対する回答

(平成21年10月20日)

1 直営堅持及び人員確保について

- (1) 自治体業務の外部委託（指定管理者制度・PFI・市場化テスト・包括的第三者委託・PPP）、事業の民営化、地方独立行政法人化、給食センター化・公社化・広域化・一部事務組合化等の拡大を行わず、直営で公的責任を果たすこと。

包括的第三者委託等水道事業の運営諸形態については、他事業体の動きを注視しつつ、利用者サービスの向上、業務効率の向上並びにコスト削減効果について十分な研究を行っていく考えである。

また、業務委託については、人員削減のみを目的とするものではなく、利用者サービスの向上を図るといった観点で踏まえながら、直営で行う業務と民間活力を活用する業務を選別する必要があると考えている。

- (2) 退職などによる欠員は正規職員で補充すること。

欠員補充については、民間委託、再任用の活用なども含め検討すべきものと考えている。

- (3) 住民ニーズに対応する体制を確立するためにも人員配置については労使協議を行うこと。

職員配置等の業務執行体制については、事業者の責任において整備していくものであり、業務内容等を精査のうえ、業務量に応じた配置をしていく考えである。

- (4) 市町合併にともない、住民生活に直結する現業・公企職場の切捨ては行わず、臨時、非常勤、広域・一部事務組合職員等の雇用継続をすること。

上記については、当事業体に該当しないものである。

- (5) 高齢者再任用制度の導入については、正規、臨職等の削減とならぬよう、従来からの定年延長や嘱託再雇用制度の拡充を図ることを基本に、再任用職場の確立とあわせて労使協議・合意をつくすこと。

再任用職員の活用については、全市的な事案として協議を進めていきたいと考

えている。

- (6) 緊急出動が必要な業務などについては自然災害も含めて危機管理の一環として直営による体制を確立すること。また、夜間・休日などについての勤務体制が確立できない場合は緊急呼び出し手当・待機手当などによって待遇改善を行うこと。

現在、夜間・休日の緊急修繕業務については、委託契約に基づき、業者が対応しているが、これまで目立ったトラブルは生じていない。直営で緊急修繕に対応するためには、宿日直が必要となることから、直営体制に戻すことは考えていない。

また、緊急呼び出しについては、緊急出勤手当を設けている。

- (7) 労使合意のない一方的な任用替えは行わないこと。

平成 18 年度から 20 年度の 3 年間は、職種変更制度により労使合意のうえ任用替えが実施されていたが、21 年度より任用替えは行っていない。

- (8) 法に抵触する委託や、常用的な業務に対するシルバー人材センター委託については是正すること。

業務委託を行う上においては法に則り実施しているところであるが、法に抵触する疑いがある場合は、直ちに是正していく考えである。

2 労働協約締結について

- (1) 施設の統廃合、新・増改築や機構改革など全ての労働条件の変更に関することは「事前協議」とし、その「事前協議協定」を締結すること。

施設の統廃合等は、管理運営に属する事項である。

また、労働条件に関することは、従前から「事前協議に関する協定」に基づき事前協議を行なっているところである。

- (2) 事前協議事項については組合と十分協議し、労使が合意に達するまでは一方的に行わないこと。また合意事項については文書で確認すること。

事前協議事項については、事案の目的についての十分な共通認識を図り、合意に向け努力する考えである。また、文書確認については、従来も行っているところである。

3 時短・週休 2 日制について

- (1) 早期に年間労働時間 1,800 時間を達成すること。
勤務時間は、現行の週 38 時間 45 分が妥当と考えている。
- (2) 時間外・休日勤務縮減に向けて、36 協定の中身の一層の見直しを行うこと。
また、協約未締結の場合は労基法違反であり、早急に協定を締結すること。

労働基準法第 36 条の協定については、労使合意のもとに締結しているところである。

- (3) 交替制職場では最低月 2 回の土、日の連続休日を含む 4 週 8 体制を実施すること。

明石川浄水場及び鳥羽浄水場については、現在 365 日、24 時間運転をしており、土、日曜日の連続休暇を含む 4 週 8 体制を実施することは、現勤務形態では困難である。

- (4) 時間外勤務の時間単価の算定基礎には、分母については労基法に基づき「実労働時間」とし、分子については基礎賃金に「地域手当・特殊勤務手当」などの月額固定支給額を算入する事。

上記については、水道事業体独自で回答できる事項ではない。

- (5) 臨時・非常勤、パート職員や自治体関連労働者の週休 2 日制導入とそれともなう賃金単価の引き上げを行うこと。

上記については、水道事業体独自で回答できる事項ではない。

4 労働安全衛生について

- (1) 労働基準法・労働安全衛生法、その他関係法に違反する職場実態をただちになくすこと。

違法な状態があれば、ただちに改善することは当然であると考えている。

- (2) すべての事業場に安全衛生委員会を設置すること。50 人未満の事業場などで委員会設置が困難な場合は労使対等で運営する「安全衛生協議会」を設置すること。また、年間の事業計画を策定すること。

労働安全衛生法に基づき、水道部安全衛生委員会を設置している。

年間の事業計画については、年度当初の安全衛生委員会に諮り、承認を得てい

るところである。

- (3) 業務上の傷病については、使用者責任を明らかにし、法定外給付として死亡災害 3,000 万円（自賠償横並び）の補償制度をもうけること。

地方公務員災害補償制度以外の給付制度は考えていない。

- (4) 明石市における転落事故などの不幸な事故が再び起きないように、事業主としての責任を明確にするとともに、安全衛生に向けての具体的対策を行うこと。

公務上の事故については、その発生を未然に防ぐために、安全衛生委員会において、職場巡視などを行っているところである。また、職場で事故が発生した場合には、各課において災害再発防止検討会を開き、事故防止に努めているところである。

- (5) 特定職場に多い、酸欠・硫化水素中毒事故の発生防止の対策を講じること。

上記については、必要な職員に対し、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習を受講させ、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者として職場に配置することにより、事故防止を図っている。

- (6) 職場のアスベスト使用状況、対策状況を明らかにし、在職者のみならず、退職者も含め健康診断の対象とすること。

平成 19 年度から健康診断において全職員に胸部エックス線の直接撮影を行っており、従前の間接撮影に比べて検査精度が向上したものと考えている。

また、退職者については、石綿管の切断作業等に従事した者及びアスベストが使用されていた施設に勤務したことのある者で、胸部エックス線検査を希望する者について、職員と同じ検査を実施している。

5 現業差別賃金等の撤廃と改善について

6 権利確立、労働諸条件の改善について

7 職業差別撤廃について

8 臨時職員等の労働条件改善について

9 職場ごとの諸要求について

上記5～9については、水道事業体独自で回答できる事項ではない。

10 政策要求について

- ① 水道・下水道事業の水質検査については水質の安全確保と運転管理の適正化をはかるため、事業体として責任もてる検査体制を確立すること。

水質検査については、事業体の責任において水質の安全性が確保できる体制とする考えである。

- ② 鉛管の取替え計画を早急に進めること。

鉛管の取替については、平成27年度末の取替え完了を目標に取り組んでいるところである。

- ③ 貯水槽水道については飲料水として適正な水であるように公的責任を果たすこと。

水道法及び水道条例に基づき、衛生行政との連携のもとに適正管理についての指導等に努めているところである。

- ④ 合成洗剤は人体に有害であると同時に、水質汚染の原因でもあることから、職場で石ケンへの切り替えを進め、家庭でも切り替えをPRすること。

水源水質の保全の必要性については承知しているが、上記事項は、水道事業が推し進めていくべき事項ではないと考えている。

- ⑤ 地域水道ビジョン策定にあたって広く市民・職員の声を反映できるものとし、拙速な策定・公表とならないようにすること。

地域水道ビジョンは、将来の水道事業の方向性を決めるものであり、それは当然利用者ニーズを反映したものでなければならぬと考えている。

- ⑥ 下水道事業をめぐる現状を把握し、今後の下水道事業のあり方を再検討すること。

上記については、当事業体に該当しないものである。

単組独自課題に対する回答

(平成 21 年 10 月 20 日)

- 1 住民要望に適切に対応するため、業務を見直し、その業務量に見合った配置を行うこと。また、退職等により欠員が生じる場合は、正規職員で補充すること。

職員配置等の業務執行体制については、事業者の責任において整備していくものであり、業務内容を精査し、業務量に応じた配置を考慮し実施していく考えである。

また、欠員補充については、民間委託、再任用の活用を含め、検討すべきものと考えている。

- 2 第三者委託に道を開く水道法改正を口実にした安上がり・責任逃れの委託を行わず、直営で公的責任を果たすこと。また営業課の委託や魚住浄水場の夜間休日委託など、現在委託を行っている事業については、委託後の結果及び中身の検証結果を示すこと。あわせて、今年7月13日に発生した赤水事故に対する検証結果を示すこと。

地方公営企業として、安全安心な水道水を安定的に供給することは当然の義務と考えている。委託については、水道事業の経営の健全化と利用者サービスの向上のため実施するものである。

委託している業務は、予定どおり支障がなく実施されており、予想を上回るコスト縮減効果が図られている。委託の実施状況は、これまで、その都度検証し報告しているところであり、今後も引き続き実施状況を検証し報告する考えである。

また、7月13日の濁り水発生事故については、危機管理職場リーダー会議において議論・検証されているところであり、今後、その内容について早急に取りまとめ職員に周知する予定である。

- 3 現在実施中の中期経営計画に基づいた事業運営を行うこと。変更が生じる場合はその理由を明らかにしたうえ、職員に周知徹底すること。

計画的に事業運営を行うことは重要であるが、現下の公営企業を取り巻く厳しい経営環境や時代の急速な変化の中では、更に高いレベルでの事業実施を求められることも多く、計画の達成は当然のこととして、より高いレベルでの事業経営を行う必要があると考えている。その実施に向け職員に周知徹底を図り、職員が、一丸となって取り組むことが必要と考えている。

- 4 「浄水場の管理体制」については、組合と十分に協議し合意に至るまで、一方的に実施しないこと。

労働条件にかかる事項については貴組合と協議し、職員に対しても十分な説明を行っていく。また、それ以外の項目についての質問・疑問に対しても文書回答をしてきたところである。今後とも、職員の理解が得られるよう努めていく考えである。

5 労働組合法および地公労法の定めにより、公営企業労働者に認められている労働協約締結権に基づき、すべての確認事項は書面により協定すること。

なお、合意した内容については、双方記名・押印すること。

労働条件に関わる点については、従来から貴組合と十分に協議等を行い、労働協約の要件を満たした書面の取り交わしをしており、今後もこの方針に変わりはない。

6 事故が発生した場合、管理職は現場を確認すること。

管理職は、指揮監督者として現場の確認をすることは必要なことであるが、事故直後にあつては、全体の指揮者としての役割を果たすため現場での状況確認を担当者から報告を受け、事故状況、職員の動きなど、正確な情報を把握し適切な指示を出せる体制とすることが、組織的な対応のあり方であり、現状の対応の中で組織としての機能を最大限に発揮できる体制をとることが重要と考えている。

7 パワハラ対策を実施すること。

パワハラについては、叱咤激励がハラスメントととられる場合もあり認定が難しい面がある。しかし、社会的にパワハラが増えているのも事実である。セクハラと並んで雇用管理上の問題であり、パワハラ防止に努める必要性は認識している。

これは、水道部内だけの問題ではないため今後、市全体で取り組むべきものと考ええる。

8 危機管理にかかわる予算を措置すること。

平成 21 年度においては、老朽管の布設替えに関し、順調な予算執行がなされている。今後は、老朽管の布設替えに加え、老朽化施設の更新や耐震化事業についても安全・安定給水の事業目的に照らし、緊急性、影響度等を精査・勘案のうえ予算措置を行っていきたいと考えている。

9 施設の改善等については、別途協議すること。

別紙のとおり回答する。

【自治労明石市水道労働組合への回答】

施設の改善等に関する協議メモ(回答)

1. 資格取得者への更新通知及び更新手続き(費用を含む)を行うこと。

業務上必要な資格については、現在、各所管課で管理しているところである。今後、資格取得者への更新通知を行うようにする。

なお、更新費用の負担については、どのような資格に対しいつまで行うかなど、今後検討したいと考えている。

2. 分庁舎 2 階に休憩室を設置すること。

2 階の休憩室については、相談室（旧倉庫）を利用したいと考えている。

3. 現場用のオートバイを購入すること。

二輪車の利用については、自動車よりも事故の危険性が高くなることからできるだけ利用を避けたいところであるが、必要性・実用性を検討した上で公用車両全体の構成のなかで自動車との置き換えも含めて検討する。

4. 公用車にドライブレコーダーを設置すること。

走行距離や耐用年数を調査し、その必要性や価格を勘案した上で検討する。

【自治労明石市水道労働組合への回答】

自治体ライフライン事業「災害時における危機管理体制の確立」
に関する要求書に対する回答

(平成 21 年 10 月 20 日)

明石市水道事業では、危機管理に関する取組みとして、危機管理職場リーダー会議において現実に起こった事故事例等を検証し、教訓として今後に生かす方策を取りまとめ、課長会に報告の上、部内に周知することとしている。

平成 20 年度においては、リーダー会議において「新型インフルエンザ対策危機管理計画」の策定を行った。また、先に策定した「明石市水道部危機管理計画」とともに随時見直しを行い、計画に基づく訓練を実施することとしている。

なお、水道事業体の相互応援については「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」を、明石市管工事業協同組合とは「災害時における応急活動に関する協定書」を、また神戸市とは連絡管による応援給水の協定をそれぞれ締結し、昨年には、明石市水道部営業関連業務受託者の第一環境株式会社と「災害時における応急復旧等業務の応援に関する協定書」を交わした。これらの協定についても災害に関する備えが万全であるかの検証を行いながら、随時見直しを行いより強い危機管理体制を構築していく。